

平成 21 年横浜地方裁判所規程第 7 号

横浜地方裁判所及び管内簡易裁判所当直規程

(当直の設置及び目的)

第 1 条 横浜地方裁判所の本庁、支部（検察審査会を含む。）及び管内簡易裁判所（以下「各庁」という。）の執務時間外における令状事務の取扱い、被疑者国選弁護人選任請求に関する事務、文書等の受付及び火災、盗難の防止等のため、各庁にそれぞれ当直を置く。

(所長の責務)

第 2 条 所長は、当直事務の実施に当たっては、公務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉に配慮しなければならない。

(支部及び簡易裁判所の当直の減免措置)

第 3 条 所長は、支部又は管内簡易裁判所の執務時間外における令状事務の取扱い、被疑者国選弁護人選任請求に関する事務、文書等の受付及び火災、盗難の防止等に支障がないと認められる場合には、当該支部又は簡易裁判所に当直を置かない等の減免措置をとることができる。

(当直の種類及び勤務時間)

第 4 条 当直は、日直及び宿直とし、日直は、裁判所の休日（以下「休日」という。）に限りこれを置く。

2 勤務時間は、日直については、横浜地方裁判所本庁、横浜簡易裁判所及び横浜検察審査会（以下「本庁等」という。）につき、第 1 班を午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、第 2 班を午前 10 時から午後 6 時 30 分までとし、管理職及び書記官 ■ 人のうち ■ 人は 2 班とし、それ以外の庁につき、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。宿直については、午後 5 時から翌日の午前 8 時 30 分までとする。

(当直事務の掌理者等)

第5条 当直事務の掌理者は、本庁等にあっては所長、支部にあっては支部長、管内簡易裁判所にあっては司法行政事務を掌理する裁判官とする。

2 当直の実施に関する事務の取扱者（以下「当直事務取扱者」という。）は、本庁等にあっては総務課長、支部又は管内簡易裁判所にあっては庶務課長とする。

(当直員の構成等)

第6条 当直員は、裁判官以外の職員をもってこれに充て、その構成及び人数は、当直事務の掌理者が、これを定める。

(当直員の任務)

第7条 当直には、当直責任者を置く。当直責任者は、当直事務を総括し、その他の当直員は、当直責任者の指揮の下に共同して当直事務に当たるものとする。

なお、当直責任者は、(1)管理職、(2)管理職同士の場合には日直者、(3)管理職がいない場合には書記官、の基準により定める。

(当直の割当て)

第8条 当直事務の掌理者は、当直員名簿により順点に当直を割り当て、宿日直割当表により当直員に通知する。

2 本庁等については、当直の割当ては、平日の宿直、休日の宿直並びに日直第1班及び同第2班に区分して行う。

(当直の免除)

第9条 当直事務の掌理者は、当直勤務をさせることが相当でないと認められる事由がある場合には、当該職員につき、当直を免除することができる。

(当直員の割当ての変更)

第10条 当直事務取扱者は、当直の割当てを受けた職員が、やむを得ない事由により当直をすることができない旨を申し出た場合には、当直の割当てを変更することができる。

(備付の帳簿等)

第11条 当直室には、当直日誌及び必要な帳簿等を備付ける。

(実施要領)

第12条 この規程の実施について必要な事項は、当直事務の掌理者が、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年横浜地方裁判所規程第1号は、平成21年3月31日限り廃止する。